## **今和6年度** 荘川小・中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

# 0 はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童生徒代表や生徒会が中心となって「ストップ!いじめ宣言」が採択され、学校としても児童生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童生徒および学校職員、地域の方々にとってもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつ「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、日々の教育活動を行っている。

荘川小・中学校は、学校教育目標「(中) 自立・協創・共生 (小) 自分でできる子・協力ができる子・思いやりのある子」のもと、全児童生徒に居場所が有り、仲間、教師、家族、地域で絆のある学校づくりを行う。全児童生徒が自分・仲間・家族・地域に誇りをもち、自己実現をめざす学校でありたいと切に願っている。そうあるために、生徒・

保護者・地域と連携・協働・対話をし、いじめ撲滅を積極的に取り組むものとする。

ここに定める「荘川小・中学校いじめ防止基本方針」は、 平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。



# 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

#### (1) 定義

#### 法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心 身の苦痛を感じているものをいう。

※継続性、集団性、意図性は加味せず、いじめられた生徒の立場に立つことに徹する。 ※けんかと思われる事案であっても、安易に判断せず、被害者の立場に立って判断する。 ※「いじめ」という言葉を使わなくても、望ましい人間関係を構築するための指導を行う。

#### (2)基本認識

教育活動全体を通じて,以下の認識に基づき,いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- •「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

いじめは、あるものと捉え、あらゆる方法でいじめの早期発見に努め、対応する。

#### (3)学校としての構え

- ・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもっていじめの未然防止、早期発見・早期対応に徹し、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を,教育活動全体を通じて,ど の子にも徹底する。
- ・「いじめをしない, させない, 許さない学級・学校づくり」を進め, どの子も大切に する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、十分な注意を払い、継続した指導を行い、 保護者と連携を図りながら見届ける。

# 2 いじめの未然防止のための取組

#### (1)魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導)

- ・全ての児童生徒が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己肯定感や 自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを 認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力,差別や偏見等を見逃さず,学級活動や児童生徒会活動等を通して, 児童生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・一人一人が自分の目標を決め、目標に向かってひたむきに努力する仲間の姿や、その価値を学級や全校で共有することで、「学級・学校に居場所がある」ということを感じられるよう児童生徒の心の成長を支える。
- ・縦割り班での活動や、児童生徒集会等を計画的に位置付け、人と関わる喜びを育む。

#### (2)「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- 「わからない」という児童生徒の意思を大切にする。
- ・授業の場面では、全児童生徒への机間指導や意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

#### (3)生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、 確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・児童生徒委員会の活動として、自ら課題を見いだし、その課題解決に向け計画、役割分担をして活動を進めることで所属感を高め、居場所づくりと絆づくりを進める。

### (4)情報モラル教育の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する 啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について,児童生徒間の話し合いや, 家庭と学校の情報交換を通した自治的な活動を充実する。

# 3 いじめの早期発見・早期対応

## (1)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集, 校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止,早期発見・早期対応ができるよう,日常的な声かけ,定期的なアンケートの実施,マイサポーター懇談等,多様な方法で児童生徒の わずかな変化の把握に努めるとともに,変化を多面的に分析し,対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任,養護教諭等全教職員が,児童生徒の些細なサインを見逃さないで,情報交換を日常的に行い,いじめの認知に関する意識を高めるとともに,スクールカウンセラーや相談員との協力体制を整える。
- ・小中合同週礼での情報共有を図る。

#### (2)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を 進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理 解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に 早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・マイサポーター(荘川小ではさくらサポーターと呼ぶ)制度を取り入れ、常に悩み を相談できる環境を整える。マイサポーターは、学級担任と他に小・中職員の誰で も、何人でも選ぶことができる。

・全校児童生徒にスクールカウンセラーとの懇談を位置付ける。教育相談コーディネーターが中心となり校内及び関係機関との教育相談体制の構築を図る。

#### (3)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行う。各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめ防止アドバイザーに相談したり、指導・助言を得たりする。

## (4)保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行う。その際、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、 指導につなげる。また、いじめの問題がこじれることがないよう、保護者の理解や 協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組 んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

#### (5)関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のため に、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童生徒委員、学校 評議員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行 動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

#### 法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止,早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため,また,重大事態の調査を行う組織として,以下の委員により構成される「いじめ・不登校未然 防止対策委員会」を設置する。

学校職員:校長,教頭,生徒指導主事,教育相談主任,養護教諭、SC 学校職員以外:民生児童委員、PTA会長、荘川っ子はぐくみ協議会、SSW、等

- ・「荘川はぐくみネット」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に 行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。
- ・職員会、週礼において、児童生徒交流、いじめ・不登校についての研修等を行う。

- ・スクールカウンセラー来校日に、ケース会議を行い、見立て、状況の交流、今後の方向をについて情報共有を行う。
- ・育 Me 科の学習を通して、コミュニケーション能力、レジリエンス、セルフコントロール等の非認知能力の育成を図る。

# 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容(例)	備考
4	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明	「方針」の確認
月	・学校だより, Webページ等による「方針」等の発信	
	・職員研修会の実施(「方針」,前年度のいじめの実態と対応等)	
	・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有	
	・生活アンケートの実施	
5	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
月	・生徒指導研修(いじめ未然防止、早期発見・早期対応等)	
	・児童生徒によるSCとの懇談	
	・マイサポーター懇談の実施	
	・学校生活を楽しくするアンケート	
6	・情報モラル教育(ネットいじめ)	
月	・学校生活を楽しくするアンケート	
	・hyper-QUの実施(全学年)	
7	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し)	第1回県いじめ調
月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	查
	・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	
	・生活アンケート	
8	・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会)	夏季休業中の指導
月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(夏休み前までの取組の	
	評価)	
	・マイサポーター懇談の実施	
	・学校生活を楽しくするアンケート	
9	・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	
月	・人権集会「ひびきあいの日」に向けた取組開始	
	・学校生活を楽しくするアンケート	
1	・学校評議員会	
O 月	<ul><li>生徒指導研修(不登校問題、自殺予防教育)</li></ul>	
	<ul><li>h y p e r - QUの実施(1・2年生)</li></ul>	
	・生活アンケートの実施	

1 1 月	・第3回学校生活アンケート(無記名式)の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策の取組) ・児童生徒向けネットいじめ研修② ・マイサポーター懇談の実施	
	<ul><li>・学校生活を楽しくするアンケート</li><li>・「ひびきあいの日」</li></ul>	冬季休業中の指導
1 2 月	・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(いじめ防止対策の取組	第2回県いじめ調査
	についての中間交流) ・学校生活を楽しくするアンケート	
1月	・生活アンケートの実施 ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画	
2 月	<ul> <li>・児童生徒会の取組のまとめ</li> <li>・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む,本年度のまとめ及び来年度の計画立案)</li> <li>・学校評議員会</li> <li>・マイサポーター懇談の実施</li> <li>・学校生活を楽しくするアンケート</li> </ul>	
3 月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・学校生活を楽しくするアンケート	第3回県いじめ調査

# 6 いじめ問題発生時の対応

#### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

### 【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者と の連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに生徒指導委員会を開催し情報共有し、組織 的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、 迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめ た側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒 への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪等の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは 許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保

護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

## [大まかな対応]

- ① いじめの訴え,情報,兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定(生徒指導委員会)
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に,保護者の協力を得ながら, 背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼 (いじめた側の児童生徒及び保護者 への謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携(市教育委員会への報告,警察や子ども相談センター等との連携)※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)
- 注)番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

#### (2)「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童生徒の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると 認めるとき,いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるときについては,以下の対応を行う。

#### [主な対応]

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、 事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適 切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに 所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、 学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの早期発見の取組に関すること
  - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

# 8 個人情報等の取扱い

## 〇 個人調査(アンケート等)について

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、卒業まで(データは5年間)保存する。(方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。)